

随意契約理由書

件名	(仮称) 豊中市立北校建設追加工事、 (仮称) 豊中市南部コラボセンター建設追加工事
契約の相手方	大林組・河崎組特定建設工事共同企業体
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>本工事は、(仮称) 豊中市立北校、(仮称) 豊中市南部コラボセンターにおける屋上緑化及び自動灌水装置を設置する追加工事を行うものです。</p> <p>当該工事は、令和3年8月に入札を行ったものの不調となった植栽工事の一部で、本来改めて入札を実施するものですが、既に着手されている躯体工事と同時に施工する必要がある部分について分離し追加工事とするものです。</p> <p>本工事にあたっては、現に契約履行中の(仮称) 豊中市立北校建設工事、(仮称) 豊中市南部コラボセンター建設工事の受注者に履行させることで、工期の短縮、経費の節減が確保できることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	

随意契約理由書

件名	ごみ焼却施設定期補修工事
契約の相手方	JFE エンジニアリング（株）大阪支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
随意契約理由	<p>本工事は、ごみ焼却施設の保全計画に基づき、設備補修及び分解整備を行うことにより、機能と性能の維持を図りごみ焼却施設の安定稼働に繋げるものです。</p> <p>当該施設は、JFEエンジニアリング株式会社の固有の技術に基づいて設計・施工されたものであり、本工事の施工部分と既設設備とは密接不可分の関係にあることから、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため、上記根拠法令に基づき随意契約するものです。</p>
備考	